

次世代産業クラスター形成に向けた研究開発業務委託に係る

プロポーザル公募に係る応募要件について

次世代産業クラスター形成に向けた研究開発業務委託仕様書中の「4 委託要件 ②」に定める「研究グループの構成メンバーに、県内に事業所を置く中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）2条に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業者の団体）が入っていること。」については、下記のとおりとします。

記

提案書提出段階において、県内に事業所を置く中小企業者が特定されていない場合、研究グループ内における中小企業者の具体的な役割及びグループに参画する予定である企業名について、提案書に明確に記載することで差し支えないこととします。

なお、この場合、産業技術センターとの委託契約については、中小企業者のグループへの実際の参画が確認できた後に締結することとします。

以上